

“ふじのくに”^{しみん} 士民協働 事業レビュー 結果（県民意見）への対応

（要旨）

平成 29 年 9 月 16 日（土）に実施した事業レビューの対象 4 事業について、県民評価者からいただいた見直し・改善に関する意見 698 件への対応を具体的に検討した結果、約 8 割に当たる、535 件を事業等の改善に反映しました。

1 公表日

平成 30 年 3 月 26 日（月）

2 県民意見の活用状況

（単位：人、件）

事業名	効果判定		意見数 (見直し・改 善策)	事業の見 直しに反 映した意 見数	左記内訳			
	結果	県民評価者の内訳			目的・ 指標	対象・ 範囲	事業 内容等	
緊急地震・津波 対策等交付金	○	大きな効果がある	13	169	141	16	9	116
		一定の効果がある	44					
		あまり効果がない	3					
学校支援地域本 部等推進事業費	○	大きな効果がある	10	159	119	8	12	99
		一定の効果がある	44					
		あまり効果がない	6					
国内誘客推進事 業費	○	大きな効果がある	2	199	178	2	0	176
		一定の効果がある	46					
		あまり効果がない	19					
不妊・不育総合 支援事業費	○	大きな効果がある	17	171	97	2	1	94
		一定の効果がある	45					
		あまり効果がない	4					
計				698	535	28	22	485

76.6%を反映

3 県民意見の活用事例

(1) 緊急地震・津波対策等交付金

班としての主な意見	主な見直し・改善内容
<p>県の果たすべき役割は何なのか再度検討する必要がある。これまでどおり県は市町のサポート役や県全体の調整役を担うことが良いのか、県の意思をもっと反映できる仕組みにするのが良いのかなど。</p>	<p>災害対策基本法上、防災対策は、まず、基礎自治体である市町の責務とされ、県はその支援と調整を行うこととされていることから、市町が主体的に防災対策に取り組むことが基本となっている。</p> <p>このため、県は、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」で、県・市町・住民の目指すべき目標を示した上で、市町の取組を、緊急地震・津波対策等交付金で財政的に支援しており、目標の早期達成に向け、重点事業については補助率を嵩上げするなど、県としての方針を明確化しつつ、市町の取組を支援している。</p> <p>また、平成 29 年度からは、「市町支援チーム」を危機管理部内に組織し、市町の状況把握、BCP の策定支援、本部運営訓練の支援等を行うなどし、県及び市町が相互に連携する体制を再構築したところである。</p> <p>平成 30 年度からは、南海トラフ地震の新たな防災対応の策定や市町の危機管理体制強化等重要課題に迅速に対応するため、危機政策課を 2 人増員し、危機専門監を含め 3 人体制の企画・地域連携チームを同課に設置し、市町の危機管理支援体制を強化していく。</p>
<p>津波避難タワーや命山などが災害時に真に活用されるよう、設置場所や構造等について再度見直しを図るとともに、津波避難タワー等への移動手段の検討や地域における避難訓練の実施など、ハード整備だけに頼らない、総合的な防災対策が必要ではないか。</p>	<p>津波避難タワー等、津波避難施設の整備については、静岡県第 4 次地震被害想定をもとに、各市町が津波避難計画を作成し、設置場所や構造等については、地元住民と協議を重ねた上で、決定している。</p> <p>意見のとおり、津波避難施設を発災時に有効に活用するためには、日頃からの地域における避難訓練や人材育成等が重要であることから、引き続き、市町の取組に対して財政支援を行うとともに、市町支援チームなどを通じて、市町の取組を総合的に支援していく。</p>

班としての主な意見	主な見直し・改善内容
<p>一律の基準で交付していることから結果として市町の財政力によって交付額に差が生じている。各市町への交付額について、想定される被害の大きさや財政状況など、市町の状況を踏まえた上で市町の意見も聞きながら見直していく必要があるのではないか。</p>	<p>財政的にも厳しい過疎地域については、交付金よりも充当率が高く地方交付税措置もある過疎対策事業債が活用できるほか、過疎地域以外の市町でも、防災対策にあたっては、交付金よりも充当率が高い緊急防災・減災事業債や防災対策事業債を活用できることから、市町が各自の財政状況等に応じて、起債や交付金の活用を選択するよう県として働きかけを行っている。</p> <p>市町は想定される自らの被害状況とそれに対する適切な防災対策の緊急性・必要性を踏まえつつ、さまざまな財源を選択・活用して取組を進めることができることから、県の交付金は、市町の財政力で交付率に差をつけることなく支援する体制を維持すべきと考える。</p> <p>なお、津波避難タワーの整備など、発災直後の犠牲者防止等に関わる事業については、市町の要望を踏まえて、補助率の嵩上げ（1/3→1/2）を継続するとともに、補助メニューの拡充（マンホールトイレの整備など）を図ったところである。今後とも市町の意見を伺いながら、地域の実状を踏まえた制度の見直しを行っていく。</p>
<p>想定される犠牲者を 8 割減らすという成果目標の根拠が不明確。さらに厳密に分析したうえで、県民に広く周知が必要。</p>	<p>「想定される犠牲者の 8 割減」というのは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の計画期間である、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間の減災目標である。</p> <p>東日本大震災を踏まえ、平成 25 年に地震被害想定を検証し直した結果、それまでの想定を大幅に超える 105,000 人が犠牲となる想定結果となったため、国の目標設定と歩調を合わせる形で、平成 34 年度までの当面の 10 年間の取組で犠牲者を 8 割減少することを目標としたところである。</p> <p>8 割減少という当面の 10 年間で目指す姿の実現に向けて、津波避難タワーの整備など、発災直後の犠牲者防止等に関わる事業については、補助率を 1/2 に嵩上げするなどして、目標の早期達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>なお、アクションプログラムについては個別の取組の数値目標を定めており、その進捗状況等を検証し、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行うこととしている。28 年度には、25～27 年度の 3 年間の取組を検証した結果、犠牲者が 31,000 人減少している。</p> <p>目標の達成には、県民の自助・共助の取組が不可欠であることから、今年度末に策定する次期総合計画に「防災力の発信」を明示し、地震防災センターにおける人材育成研修の場や、各市町における防災訓練など、あらゆる機会を活用して、目標とそれに対する県の取組、成果等について周知を図っていく。</p>

(2) 学校支援地域本部等推進事業費

班としての主な意見	主な見直し・改善内容
<p>県の役割は限定的で間接的に関われば良いという意見から、全市町で実施するよう県がもっとリーダーシップを発揮すべきとの意見まで、県の関わりについて幅広い意見が出たが、実施していない全市町の状況（他の取組で代替している可能性など）の把握や、地域における教育に関する分析など、県の果たすべき役割を再度検討する必要があるのではないか。</p>	<p>小中学校における教育は、学校教育法で設置者である市町教育委員会が主体的な役割を担うことが原則とされている。地域住民等が学校を支援することで、学校教育の充実と地域全体の教育力の向上を図る「学校支援地域本部」についても、設置及び具体的に事業の実施を行うのは市町の役割であり、県には財政的支援を含め活動が継続的に行われるための体制整備を推進する役割がある。</p> <p>事業レビューで議論をいただいた「学校支援地域本部」は、地域による学校の「支援」にとどまっていたが、今後、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を目指す「地域学校協働本部」へ発展させ、県がリーダーシップを発揮し、実施市町の更なる拡大と内容の充実を図っていきたいと考えている。</p> <p>このため、事業の着実な推進に向け市町を支援する事業費の拡充を図り、実施市町の増加に積極的に取り組むこととしたところである。具体的には、「地域学校協働本部」を全市町で設置するため、支障と考えられる課題の解消に向け、類似市町の優良事例を情報提供するなど、市町に具体的な手法を示し、県と市町の連携を強化しながら取組の推進を図っていく。</p>
<p>地域コーディネーターが担う役割が非常に大きいことを踏まえ、有償化を含めたコーディネーターの育成・支援のあり方について検討すべき。</p>	<p>本事業の推進にあたっては、地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整等を担う地域コーディネーターの役割が重要である。</p> <p>地域コーディネーターの処遇については、これまでも市町が長期的な視点で計画的に改善を図っているものであるが、県民の皆様から役割に合った処遇が必要との御意見をいただいたことを踏まえ、改善に取り組んでいく。また、国において、従来の「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へ発展させることに伴い、地域コーディネーターについても「地域学校協働活動推進員」と名称を改め、新たに役割の重要性を明確に法律に位置付けたところである。コーディネーターの役割の重要性が増したことを踏まえ、役割に合った処遇がなされるよう、県のコーディネーターに対する報償費等を助成する補助金の更なる活用を図るよう市町への指導・助言を行い、県事業の活用を促していく。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員の養成研修の実施に加え、30年度には新たにフォローアップ研修を行い資質の向上に努めていく。</p>

(3) 国内誘客推進事業費

班としての主な意見	主な見直し・改善内容
<p>県は事業全体のコーディネートや市町や民間では企画しがたい事業の実施など、市町等のサポートに重点を置いた取組をした方が良いといった意見が多く出たことを踏まえ、県が果たすべき役割は何なのか再検討すべき。</p>	<p>県は、市町等の取組の総合調整、市町や県境をまたぐ広域的な統一プロモーションに取り組むため、交通事業者と連携した周遊企画キップや周遊ドライブプランの提案・実施など、市町や民間だけでは企画しがたい事業に取り組むなど広域的な視点を持ちながら施策を推進していく。</p> <p>また、2019年4月から6月に展開される「静岡デスティネーションキャンペーン（DC）」を契機として、地域主体の観光振興を支援する仕組みの改善を図ることとした。具体的には、従来のイベント中心の観光キャンペーンから転じて、観光事業者に加え、農林漁業者や商工業者、まちづくり団体など幅広い分野の関係者が参画した観光地域づくりを推進する体制の構築に向けて、地域特性に応じ県内を5つの圏域に分けて地域資源の掘り起こしや磨き上げを進めている。こうした取組により県内各地域におけるDMOの形成等を促進し、地域の自立的な活動の強化を図っていく。</p>
<p>インターネットが普及し、何でもネットで調べる時代であることを踏まえ、これまで以上に動画や写真の充実を図るなどホームページやSNSも活用した戦略的かつより一層効果的なPR方法を検討すべき。</p>	<p>いただいた意見を踏まえて、静岡県観光ホームページ「ハローナビしずおか」の動画や写真などの充実を図るとともに、インターネット上の本県観光サイトのアクセス解析により訪問者の属性等を把握し、ターゲットに合わせた訴求性の高いコンテンツの充実を図る。</p> <p>また、本県のインバウンド施策の司令塔である「静岡ツーリズムビューロー」において、観光客が発信したSNSの情報を詳細に調査し、その嗜好や満足度の分析を踏まえて観光客が求める体験プログラムを提供することにより、滞在時間の長期化による旅行消費額の増加につなげていく。</p>

(4) 不妊・不育総合支援事業費

班としての主な意見	主な見直し・改善内容
<p>結婚年齢に比例して妊娠の年齢も上がる中で、今の年齢制限が現状に合っているか疑問であるという意見、財源には限りがあり統計上リスクが高いことを考慮すれば年齢制限はやむを得ないのではという意見と相反する御意見があることを踏まえつつ、県の助成要件について再度検討をする必要があるのではないか。</p>	<p>治療費助成の年齢制限は、妊娠率、流産率、妊娠による健康障害などの年齢別の医学的な根拠により、上限を設けているものであり、出産年齢の高齢化に沿って助成対象年齢を上げることについては慎重な対応が必要であると考え。このため、助成対象年齢の制限を維持しながら、助成対象外の年齢の方に対する治療に関する相談や心理的な支援にも取り組んでいく。</p>
<p>相談センターについて、働く女性の増加を踏まえた利用日及び利用時間や業務内容（メールでの対応含む）の見直し、センター利用のルートや相談内容の分析とその結果の活用など、機能的・質的改善を図るべき。</p>	<p>不妊・不育専門相談センターについては、増加する働く女性の時間的制約への対応や、夫婦での相談の促進を図るため、現在の平日の昼間の相談時間を、来年度から夜間・土曜日に拡大する。</p> <p>今後は、相談時間の拡大等による相談実績を踏まえ、相談ルート及び相談内容の分析をさらに進め、分析結果をセンターの広報や体制整備の検討に活かし、センターの機能的・質的向上に努めていく。</p>